入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる３件の工事を対象に、技術資料（技術提案を含む）の提出を１つのみとし、申請者・発注者双方の業務負担軽減を図る一括審査方式の試行工事である。当該試行工事の入札手続きにあたっては、電子入札システムに３件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。なお、希望工事のみ申請書を提出することもできる。

一括審査方式の対象工事として１つの技術資料をもって審査を行う工事は、下記１⑵の３工事とする。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後５時（電子入札の場合）。または、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後４時までとする。

平成 26 年２月３日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　小池　　剛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

国道45号小泉大橋下部工復旧工事(以下「Ａ工事」という)

国道45号天王橋下部工復旧工事（以下「Ｂ工事」という)

国道45号気仙大橋下部工復旧工事(以下「Ｃ工事」という)

（Ａ～Ｃ工事、いずれも電子入札対象案件）

⑶　工事場所

Ａ工事　宮城県気仙沼市本吉町下宿地内

Ｂ工事　宮城県石巻市小船越地内

Ｃ工事　岩手県陸前高田市気仙町字的場～字木場地内

⑷　工事内容

Ａ工事　①工事　橋台１基、橋脚２基、仮設工１式

②工事　橋台１基、橋脚４基、仮設工１式

Ｂ工事　橋台２基、橋脚３基、仮設工１式

Ｃ工事　①工事　橋脚（Ｐ１、Ｐ２）鋼管矢板基礎工１式、運搬費１式

②工事　橋脚（Ｐ１、Ｐ２）鋼管矢板基礎工・躯体工１式、仮設工１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から

Ａ工事　①工事　平成27年２月27日まで

②工事　平成27年３月31日まで

Ｂ工事　平成27年３月31日まで

Ｃ工事　①工事　平成26年９月４日まで

②工事　平成28年２月29日まで

⑹　使用する主要な資機材

Ａ工事　コンクリート約17,000㎥、鉄筋約1,800ｔ

Ｂ工事　コンクリート約7,000㎥、鉄筋約600ｔ

Ｃ工事　コンクリート約4,000㎥、鉄筋約300ｔ

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

②　本工事は、新たな積算方式を用いて積算を行う「施工パッケージ型積算方式」の試行工事である。

③　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。)を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。

④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑥　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑦　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑧　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑼　本入札は平成26年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札である。

２　競争参加資格

次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成26年２月３日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長(以下「局長」という。)からＡ～Ｃ工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者、又は次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。また、経常建設共同企業体(甲型)にあっては、構成員の何れか１社が下記⑸の要件を満たす施工実績を有すること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること(上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑸　平成10年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。)として完成・引き渡しが完了した、下記(a)、(b)の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)。

(a)　鉄筋コンクリート構造の橋梁下部工事であること。

(b)　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。)である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。なお、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。)の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記(b)「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

なお、本公告に記載の工事においては、複数の技術者を申請することもできる。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

第明治三十三種郵便物認可　三十五年三月三十一日